

2024年度（令和6年度）

福山市市民活動スタートアップ事業補助金

地域連携コース 補助金申請要項



申請期間

2024年（令和6年）6月1日（土）～

2025年（令和7年）2月28日（金）

※ 予算の上限に達し次第、申請受付を終了する場合があります。

問合せ・申請先

福山市市民局まちづくり推進部まちづくり推進課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

電話（084）928-1051

FAX（084）928-1229

E-mail machidukuri-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp

目次

補助制度の目的.....	1
1 対象となる団体等.....	1
2 補助金の額.....	1
3 対象となる事業.....	1
4 対象とならない事業.....	2
5 対象経費.....	2
6 対象経費とならないもの.....	3
7 収入科目について.....	3
8 補助金の交付基準.....	3
申請から補助金交付決定まで	4
1 交付申請書の提出.....	4
2 事業概要の聞き取り.....	5
3 申請内容の審査.....	5
4 補助金交付団体等の決定.....	5
事業実施から事業報告まで	6
1 事業実施期間.....	6
2 補助金の交付時期.....	6
3 支払相手方登録.....	6
4 請求書.....	6
5 事業計画等の変更.....	6
6 補助金交付決定の取消と返還.....	6
7 事業の実施状況調査.....	6
8 事業の報告・公表.....	7
9 個人情報等の取扱いについて.....	7
10 広報活動について.....	7
福山市市民活動スタートアップ事業補助金 地域連携コース.....	8
補助金交付スケジュール.....	8

補助制度の目的

市民と市の協働によるまちづくりを推進するため、福山市協働のまちづくり基金を活用し、学区（町・地区）まちづくり推進委員会（※1）等（以下「委員会等」という。）と連携して地域課題の解決等に取り組む市民活動団体等を支援することを通じて、市民活動団体等が企画・実施する公益的な社会貢献活動を促進することを目的とします。

※1 学区（町・地区）まちづくり推進委員会とは

学区（町・地区）まちづくり推進委員会は、地域を代表する各種団体、地域の機関及び地域住民で組織された団体で、1つの小学校区（学校再編前の旧小学校区を含む。）につき、1つの委員会が設置されています。

委員会では、地域課題の解決、地域の活性化、コミュニティの育成、地域の環境づくり・健康づくり、地域の将来像や課題の解決方法等をまとめた計画（地域まちづくり計画）に基づく事業などの取組が行われています。

委員会との連携については、各地域振興課へ相談してください。

1 対象となる団体等

申請できるものは、福山市まちづくりサポートセンターに登録している団体、NPO 法人、企業等（以下「団体等」という。）です。

なお、始業期支援コースとの併用はできません。

※2 福山市まちづくりサポートセンターへの登録（無料）

登録要件 (1)～(5)の全てを満たしている必要があります。

- (1) 福山市まちづくりサポートセンターの目的（※3）に賛同し、公益性かつ社会貢献性のある活動を自主的・継続的に行っていること。
- (2) 市内を主たる活動の場としていること。
- (3) 規約または会則等を有し、組織体制が明確であること。
- (4) 団体の活動情報を公開していること。
- (5) 反社会的活動その他公の秩序または善良な風俗を害する活動を行っていないこと。

登録には、申込書等の提出が必要となります。（登録まで1週間程度かかります。）

詳しくは、福山市まちづくりサポートセンターへお問合せください。

【お問合せ先】

福山市まちづくりサポートセンター

〒720-0056 福山市本町1番35号 福山市市民参画センター2階

電話：084-923-9006

E-mail：machi-sapo@npoc.or.jp

■スタッフ対応：月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）9時00分～17時15分

※3 福山市まちづくりサポートセンターの目的

市民の自主的・主体的なまちづくりへの参画を図り、もって多様な主体による協働のまちづくりをより一層推進すること。

2 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において各年度1団体等1事業とし、補助対象経費の総額から、当該事業に係る事業収入（※）を除いた額で、上限を10万円とします。（千円未満切捨て）

※ 事業収入とは、参加費、売払収入等のことです。

3 対象となる事業

対象となる事業は、委員会等と連携して実施する、次の項目のいずれかに該当する事業です。

- (1) 地域課題の解決に取り組む事業
- (2) 地域活性化に取り組む事業
- (3) 地域の魅力創出、魅力発信に取り組む事業
- (4) 地域の教育、福祉、環境、安心・安全の向上に取り組む事業

※ 事業の実施手法等について、ご不明な点などがあれば、福山市まちづくりサポートセンターへ相談してください。

4 対象とならない事業

- (1) 施設等の整備を主な目的とする事業
- (2) 営利を目的とする事業 (※)
- (3) 宗教活動、政治宣伝活動及び選挙活動に関する事業
- (4) 他の規定による補助対象事業。ただし、市長が特に理由があると認める場合は、この限りではありません。

※ 「営利を目的とする」とは、団体等の構成員に対し収益を配分したり財産を還元したりすることを目的とすることです。

5 対象経費

事業に要する直接経費とします。次の費目を参照して分類してください。

費 目	内 容
報 償 費	講師、出演者等への謝礼 1 申請につき限度額 5 万円
消 耗 品 費	文具、その他の物品等で 1 件が 2 万円未満のもの
印 刷 費	資料等の印刷及び製本に要する経費
通 信 費	切手、はがき等郵便料
借 上 料	会場借上料、器具借上料、各種機材レンタル料等
委 託 料	音響 (P A) 業務委託、ごみ処理委託等
保 険 料	傷害保険料等
手 数 料	振込手数料、クリーニング代等
備 品 費	備品 (2 万円以上の物品) の購入については原則対象外とするが、事務機器など汎用性の高いもの以外で、事業の実施において必要性が高く、市長が必要かつ適切と認めるものについては対象とする。
そ の 他	その他事業の実施のために必要な経費で、市長が必要かつ適切と認めた経費 (補助対象経費となるかどうかは、個別に経費の内容を審査する。)

6 対象経費とならないもの

- (1) 人件費（事務職員等の雇用経費等）
- (2) 飲食代（講師等に対する提供は除く。）
- (3) 寄贈するための備品の購入（購入した器具等を他の団体等へ寄贈）
- (4) 各種大会の賞品・景品（優勝、2位、3位等 ただし、イベントの出演者や作品展の出品者等に対する参加記念品は可）
- (5) 他の団体・機関等への補助金としての支出（再補助の禁止）
- (6) 事業の実施を一括して企業等へ委託する場合の支出（事業の企画・立案・実施までのすべてを委託）
- (7) 上記のほか、補助事業の目的と異なる内容の支出

7 収入科目について

収入については、次の科目を参照して分類してください。

市補助金	市民活動スタートアップ事業補助金 地域連携コース
事業収入	参加費、売払収入等
団体負担金	主催団体の負担金、寄附金、協賛金等

8 補助金の交付基準

補助金の交付決定を行う基準は、次のとおりです。

交付基準	審査におけるポイント
① 協働のまちづくりの推進に資する事業であること。	協働のまちづくりの理念に基づいた事業で、委員会等との連携により地域の課題解決や活性化が期待される提案である。また社会状況や市民ニーズに応じた事業である。
② 公益性の高い事業であること。	公共性が高く、広く市民に活動成果が還元される事業である。
③ 事業計画等に客観性及び現実性があること。	市民や関係機関の理解が得られる内容となっており、予算見積りも適正に行われている。
④ 事業の実施方法に社会的相当性があり、効果が期待できること。	団体等の会員だけでなく、より多くの市民の参加・参画が期待できる事業の実施方法で、具体的な効果・成果が期待できる事業である。
⑤ 団体等が有する特性が活かされていること。	団体等の発想や特色が事業に活かされている。

申請から補助金交付決定まで

1 交付申請書の提出

補助金の交付を受けようとする団体等（以下「申請団体」という。）は次の書類に必要事項を記入し、まちづくり推進課に提出してください。

【提出していただく書類】

- (1) 補助金交付申請書（様式1）
- (2) 事業計画書兼補助金交付申請理由書（様式2）
- (3) 収支予算書（様式3）
- (4) 「福山市まちづくりサポートセンター登録情報」の写し

※非公開情報がある場合は、まちづくりサポートセンターのスタッフにお問合せください。

- (5) 資金計画書（様式4）※前金払いを必要とする場合のみ

原則、補助金は事業の活動終了後「事業報告書（様式5）」に基づき交付しますが、「資金計画書（様式4）」により、前金払いが必要であると認められた場合は、同計画書に基づき前金払いで交付します。

- (6) 申請団体の活動内容や事業イメージがわかる資料（任意様式）

※様式は、福山市ホームページからダウンロードできます。

※申請内容及び活動内容について、福山市まちづくりサポートセンターの登録情報等を確認させていただきます。

【申請書の記入方法】

- (1) 申請書は所定の様式に記入してください。可能な限り、手書きではなく、パソコン等による電子データとして入力してください。
- (2) 各記載事項の欄に記入しきれない場合は、別紙（任意様式）を添付してください。

【申請期間】

2024年（令和6年）6月1日（土）～2025年（令和7年）2月28日（金）**【必着】**
8時30分～17時15分（土・日・祝日を除く）

※ 申請期間内であっても、予算の上限に達し次第、受付を終了する場合があります。

【提出方法】

申請書類等は、郵送・Eメールまたは持参で、まちづくり推進課に提出してください。

※書類の提出に必要な費用は申請団体の負担とし、提出された書類は返還しません。

【提出・問合せ先】

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市市民局まちづくり推進部まちづくり推進課

電話：(084) 928-1051 FAX：(084) 928-1229

E-mail：machidukuri-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp

2 事業概要の聞き取り

申請された書類に基づき、事業概要の聞き取りを行います。
申請書類の受付後、まちづくり推進課から連絡します。

3 申請内容の審査

申請された書類に基づき、申請内容の審査を行います。

4 補助金交付団体等の決定

申請内容を審査した結果、適当と認めるものについては、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、申請者に通知します。

補助金の交付の対象となる事業については、「事業名」、「申請団体名」、「事業概要」について、広報紙やホームページ等により公表する場合があります。また、報道機関や行政機関に情報提供する場合があります。

事業実施から事業報告まで

1 事業実施期間

補助金の交付決定の日から2025年（令和7年）3月31日まで

2 補助金の交付時期

「事業報告書（様式5）」の提出後、内容等について確認し、補助金を交付します。原則、補助金は事業の活動終了後「事業報告書（様式5）」に基づき交付しますが、あらかじめ「資金計画書（様式4）」により前金払いが必要であると認められた場合は、同計画に基づき前金払いで交付します。

3 支払相手方登録

補助金の交付にあたっては、市への支払相手方登録が必要となります。未登録の場合には、「支払相手方登録依頼書」を提出してください。また、次の項目に該当する場合には、変更届が必要となります。

- (1) 代表者の変更があった場合
- (2) 振込口座の変更があった場合
- (3) 登録した印鑑を変更する場合

4 請求書

補助金の支払いにあたっては、代表者あてに「請求書」を送付しますので、内容や金額を確認した後、押印して提出してください。

5 事業計画等の変更

補助金交付決定後に事業内容等を変更するときは、事前に事業計画変更承認申請書（様式8）に必要書類を添えて提出し、承認を受けてください。

6 補助金交付決定の取消と返還

次の内容に該当する場合、補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、既に補助金が交付されている場合には、その全部または一部の返還を求めることとします。

- (1) 補助金をその交付の目的以外に使用したとき。
- (2) 必要な届出や報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は市長において補助事業の遂行の見込みがないと認めたとき。
- (4) 交付した補助金に、著しく過大な剰余金が生じたとき。
- (5) 補助事業の実施について不正の行為が認められるとき。
- (6) 対象となる団体等の要件がなくなったとき。

7 事業の実施状況調査

必要に応じて、事業実施場所または団体事務所等で事業の実施状況を確認させていただくことがあります。

8 事業の報告・公表

(1) 事業完了後、1か月以内に次の書類を提出していただきます。

ア 事業報告書(様式5)

イ 収支決算書(様式6)

※領収書貼付(事業の対象となるもの)

原則として、宛名の記載がある領収書を提出してください。

やむを得ず領収書の発行を受けることができない場合は、レシートでも構いません。

レシート等に宛名の記載が無い場合は必ず余白に団体等名を記入してください。

ウ 事業内容報告書(様式7)

エ 活動の状況がわかる資料(任意様式) ※写真等

(2) 補助事業の成果を広く市民等に共有するため、市ホームページ等で公表する紹介映像を作成していただくほか、原稿及び写真等の資料提出にご協力をお願いします。

9 個人情報等の取扱いについて

申請書類及び添付された資料に記載している事項は、申請内容の審査に利用します。また、補助金交付が決定した場合には、申請者は代表者連絡先等の情報を行政機関及び報道機関に提供することに同意したものとみなします。

10 広報活動について

補助金の交付決定を受けた事業の実施に際しては、協働のまちづくり基金を活用した事業であることがわかるようにしてください。(報道機関の取材やチラシ等の作成など)

○チラシ等に掲載する文例

「この事業は、福山市協働のまちづくり基金を活用して実施しています。」



福山市市民活動スタートアップ事業補助金 地域連携コース
 補助金交付スケジュール

<p>2024年 6月1日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●募集公表（ホームページ掲載・要項設置） ●申請受付開始
<p>随時</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">申請書受付期間 事業概要の聞き取り 事業実施期間</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ●補助金交付対象団体等の決定、審査結果の通知 ●補助金交付対象団体等に補助金事務・事業実施の説明 <p>事業実施状況の現地確認をする場合があります。</p>
<p>2025年 2月28日</p> <p>遅くとも 3月31日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●申請締切（※予算の上限に達し次第、早期に申請受付を終了する場合あり。） ●事業完了 ●事業報告 事業報告書・収支決算書・事業内容報告書、領収書等の提出 事業報告映像、原稿及び写真データの提出 ●補助金の交付 ※前金払いが必要であると認められた場合は、資金計画書に基づき補助金を交付します。

☆2025年（令和7年）4月頃に動画での報告を予定しています。

福山市市民局まちづくり推進部まちづくり推進課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

電話 084-928-1051

FAX 084-928-1229

E-mail: machidukuri-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp
